

高ヶ坂小学校 PTA 規約

令和8年5月

*この規約は6年生まで使いますので、大切に保管してください。

第 1 条 (名称)

本会は、高ヶ坂小学校 PTA (以下「本会」という。) と称する。事務局を高ヶ坂小学校 (〒194-0014 東京都町田市高ヶ坂六丁目 7 番 1 号) に置く。

第 2 条 (目的)

本会は、家庭と学校が協力し、児童の健全な成長と福祉の向上を図ることを目的とする。

第 3 条 (会員資格)

1. 本会の会員は、高ヶ坂小学校に在籍する児童の保護者、及び高ヶ坂小学校教職員のうち、本会の目的に賛同し、入会を希望した者とする。
2. 本会は任意団体であり、入会および退会は会員の自由意思による。

第 4 条 (協力金)

1. 本会は、その活動を支えるため、協力金その他の収入をもって運営する。
2. 協力金は、会員・非会員を問わず、本会の趣旨に賛同する者から任意で募る。
3. 協力金の額および募集方法は、役員会で定める。

第 5 条 (会計)

1. 本会の経理は、総会で承認された予算に基づいて行う。
2. 決算は、会計監査を経て、翌年度初めの総会に提出され承認を受けるものとする。
3. この会の会計年度は、4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

第 6 条 (役員)

1. 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長
 - (2) 副会長
 - (3) 書記
 - (4) 会計
 - (5) 地区担当
2. 役員的人数は、当該年度の会員数および活動内容を勘案し、必要数を置く。
3. 役員は兼任することができる。

第 7 条 (役員会)

1. 役員会は、第 6 条に定める役員をもって構成する。

2. 役員会は、本会の運営に関する事項を審議し決定する。
3. 役員会の開催は、年4回以上を目安とする。
4. 開催方法は、会長が招集し、書面・メール・オンライン等を活用して行うことができる。
5. 役員会は、必要に応じ、役員や会員を招集して協議することができる。
6. 役員会は、総会に付議する事項を審議する。
7. 緊急を要する事項は役員会で決定し、次の総会で報告する。
8. 町田市青少年健全育成町田東地区委員（健全育成）（若干名）を必要に応じて置くことができる。

第 8 条 （地区担当）

1. 本会は学区内を7地区に分ける。
2. 地区担当は、各地区の希望者から選出する。人数が不足する場合は、本部役員や既存会員が兼任して補うことができる。
3. 地区担当は第6条に定める役員として活動する。
4. 保護者の交流を図り、子ども達の校外生活が安全かつ充実したものとなるように努める。

第 9 条 （会計監査）

1. 本会に会計監査を置き、会計を監査させる。
2. 会計監査は、会員の中から選出する。教職員を含めることができる。
3. 監査は、随時行うことができる。

第 10 条 （総会）

1. 総会は、本会の最高議決機関で、全会員で構成する。
2. 定期総会は、年度初めに行う。
3. 臨時総会は、役員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要請により開くことができる。
4. 定期総会では、前年度の活動、会計の報告および承認、会計監査報告、新年度の活動計画と予算の承認、その他を議決する。
5. 総会は会員の過半数の同意（委任状を含む）で成立する。
6. 議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。但し、同一世帯の投票権は1票とする。
7. 前年度3月に卒業した児童の家庭は、総会成立・議決の定足数には含まれない。

第 11 条 （任期）

各役員の任期は、総会の承認から、次年度総会の退任までを原則とする。但し、再任は妨げない。

第 12 条 （規約改正）

この会の規約は、総会で出席者の3分の2以上の賛成があれば、改廃することができる。

細 則

1. サークル方式

- (1) PTA 活動の目的に沿って、その活動内容を具体的に企画し主体性をもって運営する。
- (2) サークルは、役員会に報告し、必要に応じ協力や支援を依頼できる。
- (3) サークルの配布・配信物は、会長の許可を得て行う。
- (4) サークルは総会で申請・承認の上、活動を開始する。
- (5) 総会後に申請する場合は、役員会の承認を得る。
- (6) サークル予算は、役員会に申請・承認を得る。

2. 慶 弔

会員の慶弔に関して、次のように定める。

- (1) 会員の死亡 金 5 千円
 - (2) 会員児童の死亡 金 5 千円
- その他、必要事項が発生した時は、会長が決裁し、後日、役員会に報告する。

3. PTA 役員選出の手順について

毎年役員会で話し合い、次年度の役員を選出する。

付 則

- 1. 本会の運営に必要な事項は細則で定める。細則は、役員会において、役員 3 分の 2 の賛成により、改正することができる。
- 2. この規約は、昭和 59 年 4 月 20 日から実施する。
 - ※平成 11 年 5 月 15 日 全面改正
 - ※平成 14 年 5 月 15 日 一部改正
 - ※平成 15 年 5 月 19 日 一部改正
 - ※平成 20 年 5 月 9 日 一部改正
 - ※平成 22 年 5 月 7 日 一部改正
 - ※平成 24 年 5 月 11 日 一部改正
 - ※平成 26 年 5 月 9 日 一部改正
 - ※平成 27 年 5 月 8 日 一部改正 (第 13 条)
 - ※平成 28 年 9 月 30 日 細則 5 追記
 - ※令和 4 年 11 月 15 日 一部改正
 - ※令和 7 年 6 月 18 日 一部改正
 - 細則 (PTA 行事総合補償制度) 削除
 - ※令和 8 年 5 月 20 日 一部改正